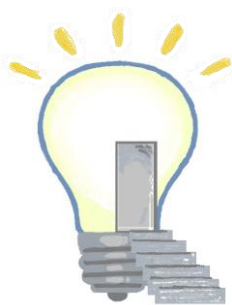


第71回 福島県発明展

開催要項 (令和7年度)

この発明展は、日常生活や産業技術から生まれた、創造性に富む優れた発明・考案・意匠の作品を一堂に展示して広く県民に紹介することにより、発明考案に対する関心を高め、本県の産業・技術の発展に資するとともに、次代を担う児童・生徒に発明くふうに対する楽しさと創作する喜びを体得させ、豊かな観察力と創造力を養うことを目的として開催しているものです。



【募集期間】 令和7年 9月1日(月)～9月30日(火)

【作品展示期間】 令和7年11月1日(土)～11月3日(月) (文化の日)

(展示時間) 午前9時から午後4時まで

【表彰式日時】 令和7年11月24日(月) (振替休日) 午後2時～午後3時

【作品展示・表彰式会場】

郡山市労働福祉会館 3F 大ホール

〒963-8014 郡山市虎丸町7-7

TEL : 024-932-5279

(主催) 福島県 一般社団法人福島県発明協会

(後援) 東北経済産業局・産業技術総合研究所 福島再生可能エネルギー研究所・福島県教育委員会
(公社)発明協会・日本弁理士会・福島県工業クラブ・(公財)福島県産業振興センター
(株)毎日新聞社福島支局・(株)福島民報社・福島民友新聞(株)・(株)日刊工業新聞社・NHK福島放送局
(株)ラジオ福島・ふくしまFM・福島テレビ(株)・(株)福島中央テレビ・(株)福島放送・(株)テレビユー福島

第71回福島県発明展 開催要項

1 募集区分

- (1) 一般の部：県内在住の個人、または県内の会社・工場等及び県内の会社・工場等に勤務する方
- (2) 児童・生徒の部：県内の小学校、中学校、高等学校等に在籍している児童・生徒。

2 募集作品

- (1) 一般の部（出品は一人2点までとします。）
 - ①産業上有益な発明・考案等の新製品又は試作品
 - ②日常生活において有益な考案作品で、実物又は模型
 - ③最近において登録された特許・実用新案・意匠に関するもの、又は出願中のもの
 - ④会社等の法人、個人又は共同による発明及び考案
 - ⑤作品の大きさは縦、横、高さともに1m以内、重量は20kg以内とします。(厳守)
※この制限を超えた大きさ、重量の作品を出品したい場合は、福島県発明協会に事前にご相談ください。
- (2) 児童・生徒の部（出品は一人2点までとします。【少年少女発明クラブ員の出品作品も含む】）
 - ①児童・生徒が作ったものに限ります。(共同製作者がいる場合は3人以内とします。)
 - ②単なる工作品や模型、または壊れやすいもの、図面だけのもの、他人の作品をまねしたもの、過去に本展に応募したことのある作品は対象外とします。
 - ③応募作品に著作権の存続している著作物(すでに知られている音楽、イラスト、キャラクター等)を使用又は利用する場合は、必ず事前に著作者の承諾を受けてください。
 - ④作品の大きさは、縦、横、高さともに1m以内、重量は20kg以内とします。(厳守)

3 申込方法

- (1)所定の「出品申込書」に必要事項を記入の上、申込期限**(9月30日(火)必着)**までに郵送または持参してください。
※一般の部、児童・生徒の部、それぞれ別様式となります。
※ホームページ (<http://www.fukushima-i.org>) にも申込書を掲載しております。
- (2)特許、実用新案等の公開、公告、登録を受け権利存続中ものは公報を、また出願中のものは、願書等の写しを申込書に添付してください。
- (3)必要により、写真・図面等を添付してください。
- (4)募集期間 令和7年9月1日(月)～9月30日(火)



- (5)申込先 **一般社団法人 福島県発明協会**
〒963-0215 郡山市待池台1-12 (福島県ハイテクプラザ内 2F)
電話(024)959-3351 FAX(024)963-0264

4 申込にかかる留意点

- (1) 児童・生徒の部は、各市町村展において入賞した作品のうち、推薦されたものとします。
なお、市町村発明展を開催していない地域については各学校長推薦の作品とし、1校あたり15点以内とします。
- (2) 異臭物、破損・変質しやすい物、不衛生な物、危険物、その他公序良俗に反するものは出品できません。
- (3) 特許、実用新案及び意匠の権利を取得する予定がある場合は、出品申込書を提出する前に特許庁へ出願手続きをしてください。
- (4) 共同での出品については、3人以内の氏名を記載してください。
- (5) 公表等について
 - ・発明展の際に来場者等に作品名、住所、学校名、氏名等の記載された出品目録(全作品記載)を配付いたします。
 - ・入賞者については、賞名、作品名、住所、学校名、氏名等について公表いたします。

5 作品の搬入及び返却

- (1) 搬入日時 令和7年10月29日(水) 午後2時～午後4時までに、展示会場に搬入して下さい。
搬入会場 郡山市労働福祉会館 3F 大ホール
- (2) 搬出日時
①【入賞作品以外の作品】令和7年11月4日(火) 午前9時～午後2時まで展示会場にて作品を返却します。
※ 一般の部は、本人へ返却します。(市町村を通して応募された一般の方は、市町村より返却となります)
児童・生徒の部は、市町村、または学校単位に返却します。(児童・生徒は個人で持ち帰らないでください。)
②【入賞作品】令和7年11月24日(月) 表彰式終了後に会場にて入賞者へ作品を返却します。
- (3) 出品料は無料とし、作品の搬入・搬出にかかる経費(梱包料、運賃)については、出品者にご負担ください。

6 展示方法および出品物の保管

- (1) 展示方法については主催者に一任させていただきます。
- (2) 展示会場での出品作品の実演はできません。
- (3) 出品物の保管については、主催者側において可能な限り管理に努めますが、天災、地震、火災、盗難、その他不可抗力による損害及び送付事の破損については、その責任を負いませんので あらかじめご了承ください。

7 審 査

主催者が委嘱する審査委員が、別に定める審査委員会規定により審査します。

なお、審査結果の内容等の問い合わせについては、応じられません。

- (1) 審査日時 令和7年10月30日(木)
- (2) 審査会場 郡山市労働福祉会館

8 審 査 発 表

令和7年10月31日(金) 審査終了翌日に行います。

審査結果については、一般の部は入賞者本人へ通知致します。児童・生徒の部においては、市町村及び学校に通知するとともに展示会場の入賞作品に表示します。

また、審査会翌日、福島県発明協会のホームページ上にて入賞結果を掲載致します。

9 表 彰

- (1) 審査の結果、優秀な作品については下記の賞を贈り表彰します。
 - ① 特選 4点(賞状、副賞、図書カード)
福島県知事賞・東北経済産業局長賞・(一社)福島県発明協会会長賞
産業技術総合研究所 福島再生可能エネルギー研究所長賞
 - ② 入選 5点(賞状、副賞、図書カード)
福島県教育委員会教育長賞・(公社)発明協会会長奨励賞・日本弁理士会会長奨励賞
福島県工業クラブ会長賞・(公財)福島県産業振興センター理事長賞
 - ③ 佳作 10点(賞状、副賞、図書カード)
毎日新聞社賞・日刊工業新聞社長賞・福島民報社長賞・福島民友新聞社長賞・ラジオ福島社長賞
ふくしまFM社長賞・福島テレビ社長賞・福島中央テレビ社長賞・福島放送社長賞・テレビユー福島社長賞
 - ④ 奨励賞 6点(賞状、副賞、図書カード)
 - ⑤ 学校賞 2校(賞状、副賞、奨励金)
発明奨励賞(学校賞)・青少年発明奨励賞(学校賞)
- (2) 応募者全員に参加賞を差し上げます。
- (3) 入賞作品の中から、第84回 全日本学生児童発明くふう展(小・中・高校生のみ)に推薦します。
- (4) 福島県知事賞を受賞した小学生は、保護者(1名)と共に第84回 全日本学生児童発明くふう展に招待します。
(令和8年3月下旬 東京にて開催予定)

**創造的でアイデアに富んだ作品のご応募を
お待ちしております！！**



一般社団法人福島県発明協会

〒 963-0215 郡山市待池台 1 - 1 2 福島県ハイテクプラザ内 2F

電 話 (024) 959-3351 FAX (024) 963-0264

U R L <http://www.fukushima-i.org> E-mail office@fukushima-i.org